

第 2 0 号議案

中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年（ 2 0 1 7 年） 6 月 3 0 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

区立中学校の再編に伴い通学区域を定める必要がある。

## 中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校通学区域に関する規則（昭和31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の表第二中学校の項を次のように改める。

第二中学校	弥生町一丁目	全域
	弥生町二丁目	1番から30番まで、41番、42番
	本町一丁目	全域
	本町二丁目	全域
	本町三丁目	全域
	本町四丁目	全域
	本町五丁目	全域
	本町六丁目	全域
	中央二丁目	31番、32番、46番から48番まで

別表2の表第三中学校の項及び第十中学校の項を削り、同表に次のように加える。

中野東中学校	中央一丁目	全域
	中央二丁目	1番から30番まで、33番から45番まで、49番から59番まで
	中央三丁目	全域
	東中野一丁目	全域
	東中野二丁目	全域
	東中野三丁目	全域
	東中野四丁目	全域
	東中野五丁目	全域
	中野一丁目	全域
	中野六丁目	全域

	上高田一丁目	1 番から 3 番まで（旧水路の南側）、2 6 番（旧水路の南側）、2 7 番（旧水路 の南側）、3 0 番（旧水路の南側）、3 1 番（旧水路の南側）、3 4 番から 3 7 番まで（旧水路の南側）
--	--------	--

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(現 行)

別表（第2条、第3条関係）

1 小学校

(略)

2 中学校

学校名	通学区域	
	町名	街区符号等
第二中学校	弥生町一丁目	6番から60番まで
	弥生町二丁目	1番から30番まで、41番、42番
	本町二丁目	1番から28番まで
	本町三丁目	1番から15番まで、18番から24番まで
	本町四丁目	全域
	本町五丁目	全域
	本町六丁目	全域
第三中学校	東中野一丁目	全域
	東中野二丁目	全域
	東中野三丁目	全域
	東中野四丁目	全域
	東中野五丁目	全域
	中野一丁目	1番から8番まで、26番、27番
	中野六丁目	全域
	上高田一丁目	1番から3番まで（旧水路の南側）、26番（旧水路の南側）、27番（旧水路の南側）、30番（旧水路の南側）、31番（旧水路の南側）、34番から37番まで（旧水路の南側）
第四中学校～第八中学校	(略)	(略)
第十中学校	弥生町一丁目	1番から5番まで
	本町一丁目	全域
	本町二丁目	29番から54番まで
	本町三丁目	16番、17番、25番から33番まで
	中央一丁目	全域
	中央二丁目	全域
	中央三丁目	全域
	中野一丁目	9番から25番まで、28番から63番まで
北中野中学校～中野中学校	(略)	(略)

(改正案)

別表（第2条、第3条関係）

1 小学校

（略）

2 中学校

学校名	通学区域	
	町名	街区符号等
第二中学校	弥生町一丁目	全域
	弥生町二丁目	1番から30番まで、41番、42番
	本町一丁目	全域
	本町二丁目	全域
	本町三丁目	全域
	本町四丁目	全域
	本町五丁目	全域
	本町六丁目	全域
	中央二丁目	31番、32番、46番から48番まで
第四中学校 ～中野中学校	（略）	（略）
中野東中学校	中央一丁目	全域
	中央二丁目	1番から30番まで、33番から45番まで、49番から59番まで
	中央三丁目	全域
	東中野一丁目	全域
	東中野二丁目	全域
	東中野三丁目	全域
	東中野四丁目	全域
	東中野五丁目	全域
	中野一丁目	全域
	中野六丁目	全域
	上高田一丁目	1番から3番まで（旧水路の南側）、26番（旧水路の南側）、27番（旧水路の南側）、30番（旧水路の南側）、31番（旧水路の南側）、34番から37番まで（旧水路の南側）